

養老町上水道事業取扱要領

(令和5年4月から)

1. 加入分担金 (加入申し込み時に納付)

※養老町上水道事業分担金条例第4条 (別表)

口 径 別	分 担 金 の 額
φ 13mm まで	1 2 1 , 0 0 0 円
φ 13mm を超え φ 20mm まで	1 8 7 , 0 0 0 円
φ 20mm を超え φ 30mm まで	2 8 6 , 0 0 0 円
φ 30mm を超え φ 50mm まで	3 8 5 , 0 0 0 円
φ 51mm 以上	5 8 3 , 0 0 0 円

(税込み)

2. 配水管布設費受益者負担金 (規則第4条)

※給水申込を受理してから工事完了までに **6箇月程度** かかります。

設置場所に配水管が埋設されていない場合、申請者が次の費用を負担し延長する。

配水管の延長 1 5 0 m 以下の場合 2 分 の 1 の 負 担

〃 1 5 0 m を 超 え る 場 合 (延 長 - 7 5 m) 分 を 負 担

現況道路	口 径			
	φ 13~25mm	φ 30mm	φ 40mm	φ 50mm
アスファルト舗装	27,900(円/m)	28,800(円/m)	29,100(円/m)	30,100(円/m)
砂利道・農道	12,100(円/m)	13,000(円/m)	13,300(円/m)	14,300(円/m)
県道	62,900(円/m)	63,300(円/m)	64,100(円/m)	65,100(円/m)

※現況の舗装によっては、別途積算したものの単価とする。 (税抜き)

費用負担のあった管路中における新規申し込み者の負担金 (規則第4条第2項)

給水開始後 1 年以 内	1 年 を 超 え 2 年 以 内	2 年 を 超 え 3 年 以 内	3 年 を 超 え 4 年 以 内	4 年 を 超 え 5 年 以 内
全額	4 / 5	3 / 5	2 / 5	1 / 5

3. 開発行為による費用負担 (規則第5条)

宅地造成等土地開発行為を行う場合は、行為者が費用の全額を負担する。

4. 上水道料金

給水管の口径	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金 1 m ³ につき	メーター使用料 (1ヶ月につき)
	水量	料金		
φ 13mm	使用水量 10 m ³ まで	1,650 円	148 円	55 円
φ 13mm を超え φ 20mm まで		1,892 円		88 円
φ 20mm を超え φ 30mm まで		2,475 円		165 円
φ 30mm を超え φ 50mm まで		6,050 円		770 円
φ 51mm 以上		10,670 円		1,100 円
臨時用		2,200 円		口径毎

養老町役場 産業建設部 水道課

TEL:0584-32-5082

FAX:0584-32-1946